

伊丹市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）第54条第1項の規定により伊丹市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書)

第2条 要綱第5条第8号により市長が必要と認める図書は次のとおりとする。

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定等申請添付図書一覧表（様式1）
- (2) 低炭素建築物新築等計画認定等手数料算定表（様式2）

(認定申請の時期)

第3条 法第53条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の認定申請（以下「認定申請」という。）は、当該計画に係る建築物の新築等の着工前に行わなければならない。

(認定申請等に係る図書の提出)

第4条 前条の認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本に、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）第41条第1項（法第55条第2項において準用する場合にあっては規則第45条）に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第54条第2項（法第55条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をしようとする者は、前項に定める図書のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2及び同法第88条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する確認の申請書及び同法第18条第4項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築

構造計算基準に適合するかどうかの建築主事の審査を要するものである場合（同項ただし書と同様の審査が行われる場合を除く。）にあっては、要綱第5条第8号に定める通知書又はその写し（以下「確認の申請書等」という。）の正本1通及び副本2通を併せて市長に提出しなければならない。

- 3 規則第46条の2の規定による軽微変更該当証明書に係る証明願（以下「軽微変更該当証明願」という。）をしようとする者（法第60条に係る建築物の容積率の特例を受ける者を除く。）は、証明願（様式2の2）の正本及び副本に、規則第41条第1項に規定する図書のうち変更に係る図書及び2条に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等への審査依頼）

第5条 市長は、認定申請において要綱第5条第1号に定める適合証及び同項第2号に定める設計住宅性能評価書の写し（以下「適合証等」という。）が添付されていない場合にあっては、法第54条第1項第1号の基準に係る審査を要綱第3条に定める登録省エネ判定機関等（以下「登録省エネ判定機関等」という。）に依頼することができる。

（計画の通知）

第6条 市長は、法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、計画の通知を行う場合は、通知書（様式3）に確認の申請書等を添えて行うものとする。

- 2 建築主事は、法第54条第4項（法第55条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用する建築基準法第18条第3項により建築基準関係規定に適合することを認めるときは、市長に対して確認済証（様式4）を交付するものとする。

- 3 建築主事は、法第54条第4項の規定により準用する建築基準法第18条第14項により建築基準関係規定に適合しないことを

認めるときは、市長に対して通知書（様式５）を交付するものとする。

４ 建築主事は、法第５４条第４項の規定により準用する建築基準法第１８条第１４項により建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない正当な理由があるときは、市長に対して通知書（様式６）を交付するものとする。

（申請書の追加説明等）

第７条 市長は、規則、要綱及び本要領等に基づき提出される図書によって、計画が法第５４条第１項に規定する認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明等を求めることができる。

２ 市長は、適合証等が添付された計画の認定申請の内容に疑義がある場合は、登録省エネ判定機関等に説明等を求めることができる。

３ 法第５４条第３項の規定により建築主事に計画を通知した場合は、建築主事が直接申請者に追加の説明等を求めることができる。

（軽微変更該当証明書の通知）

第８条 市長は、軽微変更該当証明願に係る計画が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式６の２）を交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

第９条 市長は、法第５３条第１項又は法第５５条第１項の規定による認定の申請に対し、認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式７）により申請者に通知するものとする。

（申請等の取下げ）

第１０条 申請者等は、認定又は軽微変更該当証明書を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、取り下げる旨の申出書（様式８）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

（新築等の取りやめ）

第１１条 法第５５条第１項に定める認定建築主（計画の認定を受けた後、所有者の変更が行われた場合は、変更後の所有者をいう。

以下「認定建築主」という。)は、認定された計画に係る建築物の新築等を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式9)の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第12条 認定建築主は、認定を受けた建築物の新築等が完了した場合、建築士により法第54条第1項の認定(法第55条第1項の変更の認定を含む。)を受けた計画(以下「認定計画」という。)に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けたときは、工事完了報告書(様式10)の正本及び副本に、工事監理報告書又はこれに替わる図書を添えて、工事施工者により認定計画に基づく住宅の建築が完了したことの確認を受けたときは、工事完了報告書(様式11)の正本及び副本に、建築工事等の施行状況に関する報告書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定を受けた建築物又は住戸を譲り渡した場合は、その譲渡人及び譲受人が共同して、名義変更報告書(様式12)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

3 認定建築主は、法第56条により市長から報告(前2項及び次項による報告を除く。)を求められた場合は、認定低炭素建築物状況報告書(様式13)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

4 認定建築主は、規則第44条の規定による計画の軽微な変更を行ったときは、軽微な変更報告書(様式14)の正本及び副本に、変更に係る図書を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、規則第46条の2に規定する軽微変更該当証明書に係る証明願を行う場合及び前3項の報告と併せて市長に提出する場合は、この限りではない。

(調査の協力)

第13条 市長は、申請者及び認定建築主に計画の認定等にかかる調査等について、協力を要請することができる。

(改善命令)

第14条 市長は、法第57条の規定による改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、改善命令書(様式15)により認定建築主に通知するものとする。

(取消しの通知)

第15条 市長は、法第54条第1項の認定(法第55条第1項の変更の認定を含む。)を取消す場合において、第58条の規定に該当することその他の事由により計画の認定を取り消すときは、認定取消通知書(様式16)により認定建築主に通知するものとする。

付 則

この要領は、平成25年3月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。